

第48回農林水産政策会議の概要

- 日 時：平成22年6月15日（木）17:00～17:50
- 場 所：衆議院別館 講堂
- 出席者：佐々木政務官、舟山政務官、姫田消費・安全局総務課長、原田生産局畜産企画課長、大野生産局畜産振興課長、渡邊生産局食肉鶏卵課長
- 議 題・口蹄疫の対応状況等について

1. 舟山政務官及び姫田消費・安全局総務課長から資料に沿って説明

2. 出席議員からの主な発言

（皆吉議員） 殺処分状況について、まだ殺処分が終了していない疑似患畜数が3万頭から減っていない。ワクチンの効果が表れているのならば、先に疑似患畜を殺処分すべきではないか。

現地対策本部に、動物衛生の専門家はいるのか。

都城市の発生を受けて行われる清浄性確認検査は、サンプルを採取する検査と聞いたが、それだけで十分なのか。

肥育牛の出荷遅延に対する対策については感謝。しかし、自治体の中には独自にエサ代の補助等支援策を打ち出しているところもある。国の支援策との整合性は。自治体の対策に対して国の補填等はあるのか。

経営安定対策における養豚経営対策はどのようなものか。

（瑞慶覧議員） 幸いにも沖縄では口蹄疫は発生していない。しかし、沖縄県内では自主的に競りをストップしている。そのため農家は出荷ができず、適正出荷期を逃すため価格は下がる。また、大きくなることで、畜舎は手狭になる。色々と農水省では対策を講じていると思うが、実際のところ融資なのか。それとも補償なのか。

競りが止まり、価格が下がっても沖縄では補償されない。エサ代や牛舎への支援等、発生県以外への対策もしっかり講じていただきたい。

（川村議員） ミヤチクの再開のメドはいつか。化製処理を行うことができる場合はどのような時か。また、ワクチン接種家畜の共済について昨日国会で質問したが、ワクチン接種後の期間に係る掛金の残部を戻すということだが、それだとわずか数か月分となり、意味のある支援にならないのではないか。

3. 政務官、消費・安全局総務課長、生産局畜産企画課長、食肉鶏卵課長、畜産振興課長からの主な発言

（舟山政務官） ワクチン接種家畜への奨励金については、政令で決めることになっており、県の実質的負担がなくなるように調整を進めているところである。

（姫田総務課長） ワクチンを接種しても抗体が上がるのに時間がかかる。ワクチンを接種した後に、発症し新しい疑似患畜となったものが約4万頭おり、そのせいで殺処分が進んでも未処分疑似患畜頭数が減少していない。しかし、殺処分等の作業が進んでいないわけではない。日向市のように疑似患畜がいない地域は、ワクチン接種家畜の殺処分を始めている。

現地対策本部には、現在、本省の獣医職の課長を含め、課長級4名、それ以上の数の課長補佐級職員を駐在させており、多くが獣医職または畜産職であり、専門性は十分ある。

都城市での検査については、①まず発生農場から半径1 km以内の周辺農場について、全頭臨床症状の有無を確認。②その中から、いくつか検体を選びPCR検査及び抗体検査を実施する。③大規模農場では、従業員だけでなく、家畜防疫員を派遣し、臨床検査を補助する。④その他の農場についても電話で頻りに聞き取り調査を実施するものである。

ミヤチクでのと畜の要件は、日曜日の第14回牛豚等疾病小委員会で確認し、本日の第6回省内口蹄疫対策本部で決定したところ。県からの協議が必要だが、県からの申請があれば可能。南国興産での化製処理についても周囲の同意が必要だが、ワクチンを接種した家畜を殺処分して、密閉したトラックで輸送すれば技術的には可能である。ただし、持ち出しても危険ではないか等嚴重な対応のための要件をしっかりと提示することが重要。

共済については、ワクチン接種時以降の共済掛金期間の残期間に相当する掛金を加入者に変換することとなっている。

(大野畜産振興課長) 農林水産省が実施している出荷遅延対策は、肥育牛の適正出荷時期とされる月齢29か月から前後40日以内を正常の出荷時期とし、29か月から40日以降について支給するもの。そのため、県単で行っている対策とは両立する。

(渡邊食肉鶏卵課長) 現在、九州各地の家畜市場は広く止まっている。多くの家畜が滞留しているのも承知している。対策として、宮崎県、鹿児島県、熊本県においては、各県の平均売買価格と発動基準価格38万円の差額の3/4を援助することとしている。しかし、上記3県以外の件では、利用できないため、販売促進のための購買者へのPR費用の支援や、離島から移動費用の補助等を行う。

(原田畜産企画課長) 搬出制限区域内の肉豚生産者の方については、生産者拠出金を免除する。また、口蹄疫の影響を枝肉価格の算定に反映する等の対策を実施。

(以 上)